

千葉県保健福祉行政連絡会設置要綱

(設置)

第1条 保健福祉局、こども未来局及び保健福祉センター相互の連絡調整を図り、適正な保健福祉行政の確立に資するため、千葉県保健福祉行政連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 保健福祉行政に関する重要事項
- (2) その他、前条の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、次の各号の職にある者をもって組織する。

- (1) 保健福祉局次長
- (2) 健康福祉部長
- (3) 医療衛生部長
- (4) 高齢障害部長
- (5) こども未来部長
- (6) 幼児教育・保育部長
- (7) 保健福祉総務課長
- (8) 地域福祉課長
- (9) 医療政策課長
- (10) 高齢福祉課長
- (11) こども企画課長
- (12) 幼保支援課長
- (13) 保健福祉センター所長

2 保健福祉局次長は、連絡会を統括するとともに、会議を招集し、その議長となる。ただし、保健福祉局次長が会議に出席できない場合は、健康福祉部長が議長を務める。

(会議)

第4条 会議は、議長が必要と認めるときに招集する。

2 議長は、必要に応じ関係職員を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は、保健福祉局保健福祉総務課及びこども未来局こども未来部こども企画課とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、保健福祉局次長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成19年5月1日

(2) 第2条の規定 平成19年10月22日

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。